

大規模災害発生時における防犯活動緊急支援助成募集要項

公益財団法人日工組社会安全研究財団

1. 募集の趣旨

近年、地震、大水害、土砂崩れ等の大規模な自然災害が相次いで発生していますが、危険回避のための住民避難が長期化する場合、警察等が実施する避難地域の治安維持活動に加えて、民間の団体による防犯活動の必要性も大いに求められています。

そこで大規模災害発生後に防犯活動を行う助成対象団体を平時より募集および登録し、大規模災害発生時に防犯資機材等を助成する事業を募集します。

なお、大規模災害発生後の団体登録も受け付けます。

2. 助成金交付までの流れ

より迅速な助成金交付のために、当財団では事前登録を推奨しています。

㉞ 事前登録



大規模災害発生時に防犯活動を行う団体を、平時に通年募集します。(㉞団体登録) 団体登録を完了した団体は、防犯活動計画を検討して大規模災害発生時の迅速な対応に備えてください。

実際に大規模災害発生時に、当財団のホームページ等で助成事業を募集します。(㉟助成申請) 審査の後申請を採択した場合は、覚書を締結し、助成金を交付します。助成金を受給した団体は速やかに資機材等を購入するなどして、防犯活動を実施してください。

また、大規模災害発生後に団体登録申請と助成申請を同時に行う場合は、次の手続きによります。

㉟ 発災後登録



3. 募集期間

- ㉞ 団体登録申請 : 通年
- ㉟ 助成申請 : 大規模災害発生後に当財団ホームページ等で告知

4. 助成対象団体

大規模災害発生時の防犯活動を実施することが可能な団体で、事業担当者・会計責任者等を置いていることを要件とし、次の団体を対象とします。

- (1) 公益社団法人及び公益財団法人
- (2) 一般社団法人及び一般財団法人
- (3) 特定非営利活動法人
- (4) 法人格を持たないが、助成対象事業を実施するための体制を持つと、当財団が認める団体
例: 町内会、PTA 等、今回の活動のために新たに編成された団体

5. 助成対象事業

大規模災害の発生後一定期間、当該発生地域において公共の安全と秩序の維持・回復に寄与すると認められる防犯活動

6. 助成の対象となる費用

- (1) 防犯活動に必要な資機材等の購入費

例： 反射材ベスト、帽子、懐中電灯、拡声器、青色回転灯、車載用マイクスピーカーなど

- (2) 防犯活動に伴う管理費(人件費を除く)

例： ガソリン代、駐車代、カータイヤ代、電池代、電球代、コピー用紙代、インク・トナー代、PC 周辺機器代、通信運搬費、光熱水料、事務所家賃、宿泊費など

(注意事項)

助成金交付後に対象となるかどうか疑問が生じた場合は、支出前に当財団に問合せを行ってください。

7. 助成金の上限額

一件あたり 100 万円

8. 助成対象期間

原則1年間

9. 団体登録申請の手続き

<提出書類>

- (1) 団体登録申請書 (2 枚)

様式は、当財団のホームページからダウンロードしてください。

- (2) 団体概要が分かるもの

- ・ 役員・会員名簿
- ・ 直近の総会や役員会の議事録
- ・ 特定非営利活動法人(NPO 法人)などの場合は、現在事項全部証明書写し、定款など
- ・ 任意団体の場合は、団体の定款または規約、もしくはそれに準ずるもの

- (3) 団体の活動状況が分かるもの

- ・ 直近年度の事業報告書(新規設立団体の場合は不要)
- ・ 今年度の事業計画書(今年度の事業計画が未決定の場合は前年度のもの)

- (4) 団体の財務状況が分かるもの

- ・ 直近年度の収支報告書、貸借対照表、損益計算書(正味財産計算書)および財産目録(新規設立団体の場合は不要)
- ・ 今年度の収支予算書(今年度の年度計画が未決定の場合は前年度のもの)

- (5) その他

- ・ 団体が発行するパンフレット、機関誌、団体の活動を紹介する新聞、ウェブ掲載記事等

(注意事項)

提出できない場合は、理由を明記してください。

<提出方法>

- (1) 配達記録が残る手段(簡易書留、宅配便、レターパックなど)を利用して、郵送してください。

- (2) 原則として、持ち込み、電子メールやファックスによる申請は受け付けません。ただし、災害等の影響により配達を利用できない場合は、電子メール添付およびファックスによる申請を受付けます。

- (3) 送付先は、本要項の最後部に記載しています。

(注意事項)

- ・ 提出書類は返却しません。
- ・ 提出した申請書様式 MS excel 形式ファイルは、後の手続きに必要となります。必ず電子ファイルを保管してください。

10. 助成申請の手続き

<提出書類>

(1) 助成申請書

様式は、大規模災害発生後に当財団のホームページに掲載されるものをダウンロードしてください。

申請団体、活動実施計画、事業予算、連携する支部等団体について記入してください。

(2) 団体登録申請書（赤字訂正版）

登録時に提出した団体登録申請書を確認し、記載内容に変更がある場合にのみ提出してください。訂正方法は、提出した団体登録申請書の電子ファイルの該当箇所を赤字で訂正して、訂正日の欄に訂正年月日を書き添えてください。

(注意事項)

- ・ 連絡責任者欄には、申請内容に関する問合せや資料の請求に直接対応できる方を記入してください。
- ・ 申請書への記載を省き、別紙参照とすることはできません。

<提出方法>

(1) 電子メールへ添付して提出してください。電子ファイルはPDF等へ変換せず、MS excel 形式ファイルのまま添付し、件名に「大規模災害助成 団体名〇〇〇」を入れて送信してください。

(2) 災害等の影響で電子メールが利用できない場合は、郵送またはファックスによる申請も受けれます。

(3) 発災後登録(前述 2.④)を行う団体は、助成申請書を印刷し、**9.団体登録申請**の提出書類と併せて郵送してください。電子メールによる提出は不要です。

11. 決定手続き

<団体登録の完了>

(1) 審査終了後順次、登録が完了した団体には、電子メールで通知します。

(2) 登録完了の通知を受けた団体は、電子メールに返信する形で、「団体登録申請書」の電子ファイル(エクセル形式ファイル)を添付して提出してください。

(3) 登録に適さないと判断した団体は、登録を行いません。

<助成の決定>

(1) 審査終了後順次、審査の結果を電子メールで通知します。

(2) 審査の過程で、事務局より電話等にてヒアリングを行う場合があります。

(3) 助成内容の一部削減および減額を行う場合があります。

(4) 助成対象となった場合は、団体名、代表者名、所在地、事業内容、助成金額等を当財団ホームページで公表します。

12. 助成金交付手続き

(1) 採択通知を受けた団体は、下記(ア)(イ)を郵送で、(ウ)を電子メールで速やかに提出してください。

(ア) 助成受諾書

助成金交付の通知に関する受諾の有無と振込先を記入して、通帳のコピーを添付してください。

(イ) 覚書

内容を熟読の上、乙欄に押印してください。

(ウ) 申請書の電子ファイル

助成申請に提出した「助成申請書」と「団体登録申請書(赤字訂正版)」それぞれの電子ファイル(エクセル形式ファイル)を、電子メールに添付して提出してください。

(2) 当財団は、上記(ア)(イ)(ウ)を受理次第、助成金を送金します。助成金の入金が確認できたら、速やかに当財団に電子メールで通知してください。

13. 事業経過および完了報告

<経過報告>

助成金交付から3か月おきに事業の経過を簡潔に電子メールで報告してください。様式はありません。

<完了報告>

助成対象期間(最長1年間)終了から30日以内に、次の書類を提出してください。様式は当財団のホームページからダウンロードしてください。

- (1) 事業実施報告書(活動経過、成果等に関する報告)
- (2) 助成金で購入した資機材等の利用状況を写した写真
- (3) 収支計算書(助成金の支出に関する報告)
- (4) 領収書および支払明細書のコピー

14. 残金等の返金

剰余金等がある場合は、当財団に返金していただきます。また、助成金の使途が、予算書の内容と異なる場合、助成金の一部もしくは全額を返金していただくことがあります。返金の手続きについては、事業終了時の報告書類を当財団が確認した後でお知らせします。

15. その他

- (1) 団体登録は、年度ごとに更新を行います。団体登録の継続を希望しない場合および連絡責任者の交代、連絡先の変更が生じた場合は、当財団まで速やかに電子メールにてご連絡ください。
- (2) 申請書類に記載していただいた個人情報、本助成事業のために使用するとともに当財団が実施する各種事業情報の案内に使用する場合がありますが、これ以外の目的で使用することはありません。
- (3) 助成期間中および助成期間終了後、助成対象団体の活動を当財団が実施する各種報告会や当財団のホームページで公開する場合がありますので、あらかじめご承知おきください。
- (4) 助成期間中および助成期間終了後、助成対象団体に対し、助成事業に関する追跡調査やアンケート調査を行うことがありますので、ご協力をお願いいたします。

16. 問合せ先および送付先

本募集に関するご質問は、電子メールまたはファックス等文書にて受け付けます。

[電子メール] **bouhansien@syaanken.or.jp**

迷惑メールへの振分けを防止するため、メールの件名の冒頭に「大規模災害助成」を入れてください。

[ファックス] **03 (3219) 2338**

[郵送先] 〒101-0047

東京都千代田区内神田1-7-8大手町佐野ビル6階

公益財団法人 日工組社会安全研究財団

大規模災害時防犯活動緊急助成 係

[ホームページ]

<https://www.syaanken.or.jp/> を開き、

助成事業 → 大規模災害時防犯活動緊急助成

の順にクリックしてください。